

○春日市こども医療費の支給に関する条例

(昭和 49 年 10 月 1 日条例第 22 号)

改正 昭和 52 年 3 月 31 日条例第 6 号 昭和 58 年 12 月 17 日条例第 23 号
昭和 59 年 10 月 5 日条例第 21 号 昭和 60 年 3 月 25 日条例第 12 号
平成 8 年 12 月 24 日条例第 24 号 平成 9 年 7 月 3 日条例第 8 号
平成 11 年 3 月 18 日条例第 8 号 平成 14 年 12 月 19 日条例第 33 号
平成 16 年 9 月 17 日条例第 23 号 平成 18 年 9 月 21 日条例第 32 号
平成 19 年 12 月 18 日条例第 28 号 平成 20 年 6 月 18 日条例第 26 号
平成 23 年 6 月 24 日条例第 23 号 平成 24 年 9 月 26 日条例第 23 号
平成 26 年 3 月 18 日条例第 9 号 平成 27 年 6 月 29 日条例第 24 号
平成 28 年 3 月 25 日条例第 18 号 平成 28 年 6 月 28 日条例第 30 号

春日市乳幼児医療費助成条例(昭和 48 年条例第 15 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、こどもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もってこどもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 乳幼児 春日市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている者を除く。
 - ア 3 歳に達する日の属する月の末日までにある者
 - イ 3 歳に達する日の属する月の翌月の初日から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (2) 児童 春日市の区域内に住所を有し、次のいずれかに該当する者をいう。ただし、生活保護法の規定による保護を受けている者を除く。
 - ア 6 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
 - イ 12 歳に達する日以後の最初の 4 月 1 日から 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- (3) こども 乳幼児及び児童をいう。
- (4) 保護者 春日市の区域内に住所を有する親権を行う者、後見人その他の者で、こどもを現に監護するものをいう。
- (5) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
 - イ 船員保険法(昭和 14 年法律第 73 号)

- ウ 私立学校教職員共済法(昭和 28 年法律第 245 号)
- エ 国家公務員共済組合法(昭和 33 年法律第 128 号)
- オ 国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)

(対象者)

第 3 条 この条例による医療費の支給を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、医療保険各法に規定する被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者である保護者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法の規定による保護を受けているこどもの保護者

(2) 前条第 1 号イに掲げる乳幼児又は児童の生計を維持する者の前年の所得(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。以下同じ。)が児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号。以下「施行令」という。)第 1 条に規定する額以上であるときの当該乳幼児又は当該児童の保護者

(3) 春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(昭和 58 年条例第 20 号)又は春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和 49 年条例第 23 号)に規定するひとり親家庭等医療費又は重度障害者医療費の適用を受けている乳幼児又は前条第 2 号アに掲げる児童の保護者

(4) 春日市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例に規定するひとり親家庭等医療費の適用を受けることができる前条第 2 号イに掲げる児童の保護者

3 前項第 2 号に規定する所得は、施行令第 2 条及び第 3 条の規定により算出した額とする。

4 法律上の婚姻歴がない者であって規則で定めるもの(以下この項及び次項において「特例該当者」という。)に係る前項の規定による所得の算出については、特例該当者を施行令第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる控除を受けた者とみなして算出するものとする。

5 前項の規定による所得の算出を受けようとする特例該当者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をしなければならない。

(こども医療費の支給)

第 4 条 市は、こどもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による療養(第 2 条第 2 号イに掲げる児童にあつては、入院に係るものに限る。)に関する給付が行われた場合において、当該療養に要する費用の額(以下「医療費」という。)のうち医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、市町村、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団(以下「医療保険各法の保険者」という。)が負担すべき額(国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を、当該

こどもの保護者に対し、こども医療費として支給する。ただし、同条第1号イに掲げる乳幼児及び児童にあつては、当該こども医療費のうち、医療機関(薬局を除く。)ごとに次に掲げる額については、支給しない。

(1) 入院の場合 1日につき500円。ただし、1月につき3,500円を限度とする。

(2) 前号に規定するもの以外の場合 次のア又はイに掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額

ア 第2条第1号イに掲げる乳幼児 1月につき800円。ただし、自己負担分相当額が800円に満たない額の場合は、当該額とする。

イ 第2条第2号アに掲げる児童 1月につき1,200円。ただし、自己負担分相当額が1,200円に満たない額の場合は、当該額とする。

2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う場合は、歯科診療及び歯科診療以外の診療は、別の医療機関とみなす。

3 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(受給資格の認定)

第5条 こども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請をし、こども医療費の受給資格の認定を受けなければならない。

当該認定を受けた者が、当該認定に係るこどもが第2条第1号イに掲げる乳幼児となった日及びその日又は当該認定に係るこどもが児童となった日以降毎年10月1日以降引き続きこども医療費の支給を受けようとする場合においても、また同様とする。

(こども医療証の交付)

第6条 市長は、こどもの保護者であつて、かつ、前条の規定に基づき受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、こども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例によるこども医療費が重複して支給されるおそれがあるとき、及び受給資格の認定に係るこどもが第2条第2号イに掲げる児童であつて春日市重度障害者医療費の支給に関する条例に規定する重度障害者医療費の適用を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、こども医療証を交付しないものとする。

(こども医療証の提出)

第7条 こどもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、受給資格者は、当該保険医療機関等にこども医療証を提出するものとする。

(支給の方法)

第8条 市長は、こども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対しこども医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、こどもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたとき、その他市長が第1項の方法により難いと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、こども医療費を支給することができる。

(届出義務)

第9条 受給資格者は、こどもについて、住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(損害賠償請求権)

第10条 市は、こども医療費の支給の事由が第三者の行為により生じた場合において、こども医療費の支給を行ったときは、その支給した価額の限度において、受給資格者が第三者に対して有する損害賠償請求権を取得する。

2 前項に規定する場合において、受給資格者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、この条例によるこども医療費の支給は行わない。

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正の手段によりこども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(受給権の保護)

第12条 こども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則(昭和52年3月31日条例第6号)

この条例は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和58年12月17日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年10月5日条例第21号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年 3 月 25 日条例第 12 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行し、昭和 59 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年 12 月 24 日条例第 24 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市乳幼児医療費助成条例の規定は、平成 6 年 10 月 1 日から適用する。ただし、改正規定中小児科外来診療料に係る部分は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年 7 月 3 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の春日市国民健康保険条例等の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11 年 3 月 18 日条例第 8 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 19 日条例第 33 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年 9 月 17 日条例第 23 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 21 日条例第 32 号)

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は平成 18 年 10 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の春日市乳幼児医療費助成条例第 3 条第 1 項の規定は、平成 19 年 1 月 1 日以後の療養に係る乳幼児医療費について適用し、同日前の療養に係る乳幼児医療費については、なお従前の例による。

附 則(平成 19 年 12 月 18 日条例第 28 号)

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 6 月 18 日条例第 26 号)

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行し、同日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。ただし、次項の規定は公布の日から、第2条の次に1条を加える改正規定(第3条第2項第2号及び同条第3項に係る部分に限る。)は平成21年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の春日市乳幼児医療費の支給に関する条例第2条第1号イに規定する乳幼児に係る乳幼児医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成23年6月24日条例第23号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市こども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、同日前の療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第2条第2号に規定する児童に係るこども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するこども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の春日市乳幼児医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付されている乳幼児医療証は、その有効期間が満了するまでの間は、改正後の条例第6条第1項の規定により交付されたこども医療証とみなす。

附 則(平成24年9月26日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市こども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第3条第2項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の療養に係るこども医療費の受給資格の認定について適用し、施行日前の療養に係るこども医療費の受給資格の認定については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、平成24年4月1日から施行日の前日までの間の療養に係るこども医療費の受給資格の認定については、この条例による改正前の春日市こども医療費の支給に関する条例第3条第2項第2号中「児童手当法施行令」とあるのは「児童手当法施行令の一部を改正する政令(平成24年

政令第 113 号)による改正前の児童手当法施行令」と、「児童手当法」とあるのは「児童手当法の一部を改正する法律(平成 24 年法律第 24 号)による改正前の児童手当法」とする。

- 4 改正後の条例の規定によるこども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するこども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 26 年 3 月 18 日条例第 9 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 26 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市こども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、同日前の療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 2 条第 2 号に規定する児童(9 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者を除く。)に係るこども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するこども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 27 年 6 月 29 日条例第 24 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 27 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市こども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る医療費の支給について適用し、施行日前の療養に係る医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第 2 条第 2 号に規定する児童に係るこども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対するこども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日条例第 18 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る子ども医療費の支給について適用し、施行日前の療養に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定による子ども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 28 年 6 月 28 日条例第 30 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、施行日以後の療養に係る子ども医療費の支給について適用し、施行日前の療養に係る子ども医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例の規定による子ども医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する子ども医療証の交付は、施行日前においても行うことができる。

○春日市こども医療費の支給に関する条例施行規則

(昭和 49 年 10 月 1 日規則第 20 号)

改正 昭和 52 年 5 月 1 日規則第 13 号 昭和 60 年 3 月 30 日規則第 18 号
昭和 61 年 8 月 5 日規則第 26 号 平成 6 年 9 月 30 日規則第 19 号
平成 9 年 3 月 31 日規則第 14 号 平成 11 年 3 月 29 日規則第 28 号
平成 14 年 3 月 25 日規則第 12 号 平成 14 年 9 月 27 日規則第 49 号
平成 15 年 3 月 24 日規則第 9 号 平成 17 年 3 月 25 日規則第 15 号
平成 18 年 9 月 29 日規則第 59 号 平成 18 年 10 月 31 日規則第 65 号
平成 18 年 11 月 20 日規則第 70 号 平成 20 年 3 月 17 日規則第 7 号
平成 20 年 8 月 15 日規則第 48 号 平成 22 年 4 月 1 日規則第 35 号
平成 23 年 12 月 28 日規則第 41 号 平成 24 年 9 月 26 日規則第 37 号
平成 28 年 3 月 25 日規則第 19 号 平成 28 年 4 月 19 日規則第 76 号
平成 28 年 7 月 4 日規則第 80 号

春日市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(昭和 48 年規則第 7 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、春日市こども医療費の支給に関する条例(昭和 49 年条例第 22 号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所得の算出における寡婦(寡夫)控除のみなし適用)

第 2 条の 2 条例第 3 条第 4 項の規則で定めるもの(女子に限る。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、児童手当法施行令(昭和 46 年政令第 281 号)第 3 条第 2 項第 3 号に規定する地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 314 条の 2 第 3 項に規定する寡婦である場合の控除を受けることができる者は、第 1 号及び第 2 号に該当する者であって、前年(1 月から 9 月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年)の 12 月 31 日(以下「基準日」という。)及び第 3 項の規定による申請(以下この項及び次項において「申請」という。)の時において、地方税法第 314 条の 2 第 3 項に規定する扶養親族である子(20 歳に満たない者に限る。)を有し、かつ、基準日の属する年の合計所得金額が 500 万円以下であるものとする。

(1) 基準日以前に法律上の婚姻歴がない者

(2) 基準日及び申請の時において婚姻の状態(婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)にない者

(3) 基準日及び申請の時において地方税法第 292 条第 1 項第 11 号イに規定する扶養親族その他当該女子と生計を一にする親族で政令で定めるもの(20 歳に満たない者に限る。)を有する者

2 条例第3条第4項の規則で定めるもの(男子に限る。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 基準日以前に法律上の婚姻歴がない者
- (2) 基準日及び申請の時ににおいて婚姻の状態にない者
- (3) 基準日及び申請の時ににおいて地方税法第292条第1項第12号に規定する当該男子と生計を一にする親族で政令で定めるもの(20歳に満たない者に限る。)を有し、かつ、基準日の属する年の合計所得金額が500万円以下である者

3 前2項の規定による所得の算出を受けようとする者は、春日市寡婦(寡夫)控除のみならず適用に関する要綱(平成28年3月告示第25号)の定めるところにより、あらかじめ市長に対し申請しなければならない。

(受給資格の認定申請等)

第3条 条例第5条の規定により、こども医療費の受給資格の認定を受けようとする者は、あらかじめ(条例第2条第1号イに掲げる乳幼児及び児童に係る受給資格者が条例第5条後段の規定により毎年10月1日以降引き続き当該乳幼児及び児童に係るこども医療費の受給資格の認定を受けようとする場合にあつては、当該年の8月1日から同月31日までの間に)こども医療費受給資格(認定・更新)申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。

- (1) 医療保険各法による被保険者証、組合員証又は加入者証
- (2) 条例第3条に規定する対象者であることを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項各号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができるときは、当該書類の提出を省略させることができる。

3 こども医療費の受給資格(以下この条において「受給資格」という。)の認定を受けようとする者がこども医療費受給資格(認定・更新)申請書及び第1項各号に掲げる書類(以下この条において「申請書」という。)を提出する際、当該認定を受けようとする期間(以下「当該認定の期間」という。)の末日後も継続して受給資格の認定の申請を行う旨を申し出たときは、当該認定の期間の末日後の受給資格の認定に係る申請については、申請書の提出を要しない。ただし、次項の規定による審査により受給資格がないと市長が認めた者に係る当該認定の期間の末日後の受給資格の認定の申請である場合その他市長が必要と認めた場合については、申請書の全部又は一部を提出しなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請(前項の規定により申請書の提出を要しない場合に係る申請を含む。)があつたときは、当該申請に係る書類等に基づき当該申請をした者(次項において「申請者」という。)の受給資格を審査し、その認定の可否を決定する。

5 市長は、前項の規定による審査の結果、受給資格がないと認めたときは、その理由を付して、申請者に対し通知するものとする。

(医療証の交付等)

第4条 条例第6条第1項の規定によるこども医療証(以下「医療証」という。)の交付は、市長が受給資格者に対して医療証の交付の可否をこどもごとに審査した上、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により、医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、受給資格者に対し通知するものとする。

3 受給資格者は、第1項の規定により交付された医療証の有効期間が満了したとき、又はその受給資格を喪失したときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(医療証の更新等)

第5条 条例第5条後段の規定により引き続きこども医療費の受給資格の認定を受けた者に対する前条第1項の医療証の交付は、従来の医療証を更新して行うことができる。

(医療証の再交付)

第6条 受給資格者は、医療証を破り、よごし、又は失ったときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又はよごした場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第7条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)は、次に掲げる病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションとする。

(1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局並びに同法第88条の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーション

(2) 前号に掲げるもののほか、市長の定める病院、診療所及び薬局

(こども医療費の請求)

第8条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、こども医療費の支払を市長に請求しようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。ただし、こどもが国民健康保険の被保険者以外にあっては、こ障親医療費請求書又はこ障親訪問看護療養費請求書を提出するものとする。

(こども医療費の支給申請)

第9条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により、こども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、こども医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、こどもが春日市国民健康保険の被保険者であつて、当該こどもに係るこども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(こども医療費に関する決定の通知)

第10条 市長は、前条第1項の規定による申請があつた場合において、こども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を当該申請をした者に通知するものとする。この場合において、こども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(届出)

第11条 条例第9条で規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) こどもの住所及び氏名
 - (2) こどもの世帯主又は被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名
 - (3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が被保険者等でない場合のみ)
 - (4) こどもの死亡
 - (5) こどもの被保険者等
 - (6) こどもの被保険者等に係る保険者
 - (7) その他市長が必要と認める事項
- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第3条に規定する対象者でなくなったときは、医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、こども医療費の支給事由が第三者の行為によって生じたものであるときは、第三者の行為による傷病届に医療証を添えて、直ちに市長に届け出なければならない。
- 5 受給資格者は、前項の規定による届出をする場合において、当該こども医療費の支給事由が交通事故によるものであるときは、交通事故証明書、事故発生状況報告書その他市長が必要と認める書類を併せて提出しなければならない。

(受給資格の喪失の特例)

第12条 受給資格者は、条例第3条第2項第2号に該当するに至つた場合は、当該至つた日の属する月の末日の翌日に受給資格を喪失するものとする。

(様式)

第13条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) こども医療費受給資格(認定・更新)申請書 様式第1号

- (2) こども医療証(3歳未満用) 様式第2号
- (3) こども医療証(3歳以上用) 様式第3号
- (4) 医療(変更・喪失)届出書兼医療証再交付申請書 様式第4号
- (5) こ障親医療費請求書(医科、歯科用) 様式第5号
- (6) こ障親医療費請求書(調剤用) 様式第6号
- (7) こ障親訪問看護療養費請求書 様式第7号
- (8) こども医療費支給申請書 様式第8号
- (9) 第三者の行為による傷病届 様式第9号
- (10) 事故発生状況報告書 様式第10号

(委任)

第14条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年10月1日以降に受ける医療に係る乳幼児医療費から適用する。

附 則(昭和52年5月1日規則第13号)

この規則は、昭和52年7月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月30日規則第18号)抄

(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和59年10月1日から適用する。

附 則(昭和61年8月5日規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第19号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則(平成9年3月31日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の春日市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成6年10月1日から適用する。

附 則(平成11年3月29日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月25日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されている改正前の春日市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による申請書等は、この規則による改正後の春日市乳幼児医療費助成条例施行規則に定める相当様式による申請書等とみなす。

附 則(平成 14 年 9 月 27 日規則第 49 号)

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 3 月 24 日規則第 9 号)

この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 25 日規則第 15 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 9 月 29 日規則第 59 号)

この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 31 日規則第 65 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 18 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式第 4 号から様式第 6 号までの様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則(平成 18 年 11 月 20 日規則第 70 号)

この規則は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 17 日規則第 7 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 8 月 15 日規則第 48 号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成 20 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 春日市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例(平成 20 年条例第 26 号)附則第 2 項の規定による乳幼児医療費の受給資格の認定及び受給資格者に対する乳幼児医療証の交付については、この規則による改正後の春日市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則の規定により、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日規則第 35 号)

この規則は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 12 月 28 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後のそれぞれの規則の規定は、平成 23 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年 9 月 26 日規則第 37 号)

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 19 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 6 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 施行日において春日市こども医療費の支給に関する条例(昭和 49 年条例第 22 号)の規定によるこども医療費の受給資格の認定を受けている者は、第 1 条の規定による改正後の春日市こども医療費の支給に関する条例施行規則第 3 条第 3 項の規定による申出をした者とみなす。ただし、当該申出をしない旨を市長に申し出た者については、この限りでない。
- 3 施行日において春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和 49 年条例第 23 号)の規定による重度障害者医療費の受給資格の認定を受けている者は、第 2 条の規定による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例施行規則第 3 条第 3 項の規定による申出をした者とみなす。ただし、当該申出をしない旨を市長に申し出た者については、この限りでない。

附 則(平成 28 年 4 月 19 日規則第 76 号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 28 年 10 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
(経過措置)
- 2 春日市こども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成 28 年条例第 18 号)附則第 3 項のこども医療費の受給資格者に対するこども医療証の交付については、

この規則による改正後の様式第2号及び様式第3号により、施行日前においても行うことができる。

附 則(平成28年7月4日規則第80号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 春日市子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例(平成28年条例第30号)附則第3項の子ども医療費の受給資格の認定については、この規則による改正後の第2条の2の規定により、施行日前においても行うことができる。